

# 行政組織の新設改廃状況報告書

令和 7 年 8 月 1 日から

同年10月20日まで

令和 7 年10月

第219回国会（臨時会）提出

# 行政組織の新設改廃状況報告

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和7年8月1日から同年10月20日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

## 1 総務省

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第30号）の施行に伴い、情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務のうち、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を削除した。

（令和7年8月4日）

（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第276号））

## 2 文部科学省

文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合教育政策局の所掌事務のうち、教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）並びに独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関する事務を初等中等教育局に移行し、地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関する事務を削除する等総合教育政策局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、初等中等教育局の所掌事務のうち、文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事務、学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）及び学校給食に関する事務（学校における保健教育の基準の設定に関する事務、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。）の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関する事務及び公立の学校の給食施設の整備に関する事務を除く。）並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務を総合教育政策局に移行する等初等中等教育局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

また、高等教育局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和7年10月1日）

（文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第212号））